

令和3年度補正予算「農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちフードテックを活用した新しいビジネスモデル実証に対する支援事業」 公募Q&A

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| 採択件数は何件ですか。   | 採択件数は未定です。令和3年度補正予算額の中で、採択基準を満たした提案を採択させていただきます。  |
| 過去の事例はありますか。  | 今年度新規に募集する事業ですので、過去の事例はありません。   |
| 今回の事業は第2回がありますか。  | 令和4年度予算事業としてNTTデータ経営研究所から募集を行う予定があります。（今回の事業は令和3年度補正予算事業です。）  |
| 今回の実証事業は、いつから開始で、いつまでに完了すればよいですか。                           | 本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年2月28日までです。  |
| 補助金の交付決定はいつ頃ですか。  | 7月中旬以降を予定しております。  |
| 実証した成果の横展開等に協力するとは具体的に何をやるのですか。                             | パンフレットの作成やセミナー等での発表を想定しております。   |
| 他の事業と重複したテーマで申請することは可能ですか。                                  | 同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合は、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、若しくは補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。また、申請の際には、別紙様式1-2に重複申請について記載いただく必要がございます。 |
| 複数テーマで応募することは可能ですか。   | 複数テーマで応募すること（複数回申請）は可能です。   |
| ビジネスのフェーズに乗せるための実証とありますが、事業終了時に商品・サービス化できる段階になくても問題ないでしょうか。 | 公募要領記載の審査基準に基づき審査会にて選定しますが、本事業により得られる成果が、食品産業全体の活性化につながるか、フードテック市場の拡大につながるかが採択のポイントになると考えますので、応募いただいて問題ありません。   |
| 実施期間内あるいは期間終了後に、実証事業で購入した設備や機器を、他の事業に利用することはできますか。          | 1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づく処分の制限を受ける期間においては、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、NTTデータ経営研究所の承認を受けなければなりません（残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を、納付いただくことがあります。）。<br>（注）具体的な内容が判明した時点でご相談ください。           |

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p>本事業の実施により利益を得た場合、返還が必要になる収益額の目安はありますか。また、収益の返還が必要な期間はいつまでですか。</p>                         | <p>収益状況報告書において納付すべき収益額が算出されている場合は、金額の大小にかかわらず補助金の範囲内で納付いただく必要がありますが、実際に収益が発生した際にはご相談ください。また、収益の納付を求める期間は、本事業の目標年度までです。</p>  |
| <p>支払は事業期間内に完了しますが、実証開始が事業期間外になる場合は、当該実証に係る経費は補助対象として認められますか。</p>                            | <p>事業期間外に開始される実証に係る経費については、補助対象となりません。まずは事業期間内に実証成果が獲得ができる事業計画にしてください。<br/>進捗に応じて計画修正が発生する場合は、NTTデータ経営研究所にお申し出ください。</p>   |
| <p>設備を導入したことで事業完了となりますか。もしくは設備を導入して実証を行なったことで事業完了となりますか。</p>                                 | <p>実証の完了により、事業完了となります。本事業は設備等の購入支援が目的ではなく、フードテックの振興につながる実証を行っていただくものです。実証成果については、セミナーで講演いただくことやパンフレットに掲載すること等を想定しております。<br/>なお、機械・設備等の導入については、事業実施期間内に稼働試験も含めた実証を終了させてください。事業実施期間内にそれが終了しないことが確実となった場合は、NTTデータ経営研究所にお申し出ください。</p> |
| <p>展示会の出展費用は補助対象経費として認められますか。</p>  | <p>実証に係る展示会の出展費用は、出展ブース費用や展示パネル作成費等、補助対象経費として認められる費目のうち本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額が確認できるものについて認められます。</p>   |
| <p>別紙様式1-2事業実施計画書（応募者に関する事項）の事業担当者の業績等とは、補助事業に関する内容に関わらず、商品企画や開発、販売等、事業全般に関する実績でよいでしょうか。</p> | <p>事業担当者の業績等については、事業全般に関する実績で、ご質問に記載いただいた内容で問題ございません。</p>   |
| <p>別紙様式1-3事業計画書のパワーポイント資料について枠の大きさや枚数に制限はありますか。</p>  | <p>必要な記載項目が満たされていれば適宜変更・追加いただいて問題ございません。ただ全体として20枚程度に収まるように資料作成を行ってください。必要に応じて参考資料（製品などパンフレットやPPT資料、写真等）は添付いただいて構いません。</p>  |
| <p>別紙様式1-3事業計画書の1.事業概要には、「図や写真を含めて、内容が分かるように説明をしてください」とありますが、他の項目も図・写真などを使用して問題ないでしょうか。</p>  | <p>様式1-3事業計画書の1.事業概要以外の項目についても図・矢印・写真などを使用いただいて構いません。</p>   |
| <p>別紙様式1-5「9.特記すべき事項」とは、どのような内容が該当しますか。</p>  | <p>団体情報に変更予定がある場合等、事前に伝える必要がある事項がありましたら、ご記入ください。</p>  |
| <p>別紙様式1-5「10.添付資料」の「総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等」とは、直近の決算報告書の提出で問題ないでしょうか。</p>                 | <p>図近の事業計画及び営業経歴（沿革）、直前3か年分の決算（事業）報告書その他必要に応じ財務状況に関する資料をご提出ください。</p>  |